

教職員と生徒とのＳＮＳ等での連絡に関わる基本方針

苫小牧市立ウトナイ中学校

1 基本方針

学校管理下において行うものを除き、ＳＮＳ等を利用した生徒への連絡は禁止する。

なお、学校管理下において行うものとは次の３に定めるものをいう。

2 定義

本方針における「ＳＮＳ等」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（ＬＩＮＥ、Ｘ等）、学校や企業向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス（Microsoft Teams 等）または電子メール等、インターネットを介して個人間でメッセージの送受信を行うことのできるサービスをいう。

3 学校管理下におけるＳＮＳ等を利用した生徒への連絡

オンラインを活用した教科指導、学級運営、生徒指導、部活動指導、その他業務上ＳＮＳ等を用いて生徒へ直接連絡を行う必要がある場合は、生徒と一対一でメッセージを送受信せず、管理職、学年主任、副担任、副顧問など他の教職員をメンバーとして登録したグループを設けたり、他の教職員に同時送信（ＣＣ、ＢＣＣ）したりするなどをして、他の教職員が連絡内容を把握・共有できる環境内で送受信すること。

その際に利用するアカウント等及び端末については次の（１）を原則とする。ただし、これによりがたい場合は（２）によること。

（１）学校管理アカウント等による連絡（例：Microsoft Teams、さくら連絡網等）

学校から生徒及び教職員に付与されたアカウントやメールアドレス（以下「アカウント等」という。）を使用し、原則として公用の端末（校務用パソコン、教師用タブレット等）を用いて受信すること。

（２）学校の使用許可を得た個人アカウント等による連絡（例：ＬＩＮＥ等）

ア あらかじめ校長の許可を得ることにより、個人で取得したＳＮＳ等のアカウント等を用いて業務上必要な連絡を行うことができる。

イ 校長への許可申請は別紙１により行うこと。

ウ 個人アカウント等の収集にあたっては、生徒及び保護者の同意を得ること。

収集した個人アカウント等の情報は外部に流出させることがないよう、厳正な管理を徹底すること。また、必要がなくなった場合は、アカウント等の情報を削除すること。

4 その他

（１）以上の基本方針については、生徒及び保護者に対して周知し、理解を得ること。

（２）緊急を要する相談や生徒の生命身体に危険がある等、速やかな返信が必要な場合は適切に対応し、事後管理職へ速やかに報告すること。

（３）保護者等に対しても基本同様に対応すること。